

藤美苑のケアマネジャーが ご自宅での介護をお手伝いします



社会福祉法人 藤光会

藤美苑 居宅介護支援事業所

デイサービスやショートステイを利用したい、どうすればいいの？
介護認定を受けるとどんなサービスを利用できるの・・・？ など
在宅介護の事で、お困りの事があればご相談下さい。

ケアプラン作成・在宅の介護保険サービス利用紹介や調整など
相談受付中です。



担当 介護支援専門員 関口

①要介護認定に係わる手続きのお手伝い

介護認定の申請手続きについて、ご家族の代わりにご本人様がお住いの区の区役所(住民票が登録されている区)へ申請させて頂く事ができます。

②名古屋市から委託を受けた要介護認定の為の訪問調査

介護認定を更新したり、介護認定を現在の状態に合わせて見直す(区分変更する)際の認定調査を行います(利用者がおられる場所まで訪問します)。

③介護サービス計画(ケアプラン)作成

利用者の心身の状況や生活環境、利用者・ご家族の意向をふまえて、サービスの種類や内容などを記載した居宅介護サービス計画(ケアプラン)を利用者やご家族と相談の上で作成します。

④サービスを提供する介護保険サービス事業者や介護保険施設との連絡調整

ご利用希望の介護保険サービス事業者や介護保険施設に連絡をとり、介護保険サービスが利用出来るように紹介や調整を行います。

※ご利用希望の事業所が空き状況等の都合により、ご利用頂けない場合は利用者及び介護者の意向を確認しながら、同様のサービスを提供している他の事業者を紹介させていただきます。

⑤利用者及び家族、介護保険サービス事業者との継続的な連絡の実施

介護サービスの利用がはじまった後も、最低月に一度はご自宅(ご本人の居住地)に訪問し介護サービスについての感想やご意見を伺います。また、ご利用のサービス事業所と連絡をとり、介護サービスの利用状況を把握します。

⑥介護サービス計画の実施状況の把握及び、給付管理票の提出

適正な介護保険の給付が行われるよう、毎月介護保険サービスの利用状況を確認し、介護サービスの利用状況に基づいて、国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出などの介護保険給付管理業務を行います。

⑦介護サービス計画を追加・変更したり、その他便宜の提供

利用者やご家族の意向や利用者の心身の状況により、相談の上、介護サービスの追加や回数・種類の変更などの見直しを行います。

⑧介護保険制度に関する相談

住宅改修や福祉用具(介護予防福祉用具購入)、生活援助型配食サービスなど介護保険に関する相談や利用における援助を行います。

⑨その他

医療保険の訪問マッサージ、訪問歯科診療、訪問理美容サービスなど介護保険外のサービスについても紹介させて頂く事もできます。



〒464-0018

名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地

社会福祉法人葆光会

藤美苑居宅介護支援事業所

電話 (052)722-2268

FAX (052)722-223

e-mail fuji3en@bronze.ocn.ne.jp

